

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 31

世界の婦人たち No. 6

— 印 度 —

労働省婦人少年局

は し が き

世界のいろいろな國で婦人たちはどのような生活をしているか、どういう問題に直面しているかなどということに関心をもたれる方々に新しい情報をお伝えするため、婦人少年局では国際資料「世界の婦人たち」を刊行しておりますが、今回はインドの婦人について御紹介します。これは次の英文、その他の資料を翻訳編集したものです。

1. Women and Education, UNESCO, 1953.
2. Compulsory Education in India, UNESCO, 1952.
3. Access of Women to Education, UNESCO, 1952.
4. Basic Fact and Figures, UNESCO, 1952.
5. The March of India, July-August, 1953.
6. Women's Employment in Asian Countries, I.L.O., 1953.
7. India and the Awakening East, Mrs. Eleanor Roosevelt, 1953.

目 次

I 歴史的展望	1
1 独立以前のインド	1
2 独立前後のインド	2
一 政体、社会的情勢	2
II インド婦人—社会的地位—	4
1 独立以前における婦人	4
2 独立後における婦人	7
a 婦人の教育について	7
義務教育について	7
中等教育及び高等教育について	9
成人教育について	10
b 家庭婦人について	13
c 働く婦人について	16
工場に働く婦人	16
農業に従事する婦人	19
専門的な職業についている婦人	21
d 婦人運動と婦人団体	22

インドの婦人

I 歴史的展望

4 独立以前のインド

インドは第二次世界大戦後の1947年に始めて完全な独立を遂げた非常に若い国であつて、300年余の長い間イギリスの植民地として自由を奪われていた国であるから、その婦人の現状を知るためには、独立以前のインド及びインド婦人について知ることが必要である。

インドは地理的にアジヤ大陸からインド洋に向つて巨大な拳を打ちこんだような形の亜大陸で、その総面積は凡そ3百万平方キロメートル、アメリカの約2.5分の1、日本の約10倍にあたる。人口の約70%は農業に従事し、主として米と綿を生産しており、綿の生産額は世界中で米國に次いでいる。戦前はジュート（黄麻ともいわれ、麻袋をつくる）の特産國として有名であつた。住民の大部分は、アリアン系で（最近の調査によれば原住民と思われる人種が1千7百万人現存しているということである）多くはインド教を信じている。人口は約3億6千万で年々5百万人以上増加している。

歴史的にいつてインドがアリアン民族の侵入を受けたのは紀元前約2000年頃で当時の先住民を征服して漸次支配を確立したのであるが、紀元後1世紀頃から回教徒の侵入が北部地方から徐々に行われ、やがて強力な回教軍が進出してきてインド人を征服し、ムガル王朝をきづいた。こうして1526年で以来イギリスに支配権を奪われるまでインドの回教徒支配が続くのである。1600年頃からイギリスの東インド会社はイギリス國王の特許状を得て、インドにおける權益を除々に確立していき、実力行使に依つて1657年決定的にムガル朝からインドの支配権を奪取したのである。1658年以降はイギリス政府が東インド会社からインドの支配権を取戻し、國王の任命に依る総督がおかれて、インドはインド帝國とよばれる名実共に植民地となつた。イギリス宗主権下のインド帝國は、大別してイギリス主権下の英領インド（British India）と、大小562の王侯國（Indian States）によつて構成されていて夫々の面積及び人口比は3分の2対3分の1、及び4分の3対4分の1であつた。英領インドは主として英人知事が統治する10余の知事州に分かれていて、文化も進み、従つて独立運動も盛であつた。他方王侯國では

イギリス駐在官の制御の範圍内では王侯の自由な統治が認められていたが、封建色が強く残つていた。彼等は外交権は有たず、国防、交通、通信などに関してイギリスと条約を結びその保護を受けていた。

このようなインド帝國の統治責任者はイギリス國王を代表するイギリス人総督で、イギリス議會、インド事務大臣に責任を負うという制限内で殆ど絶対の権力を持つていた。このような事態がインドにおける國民運動とイギリス國內の民主主義者の努力の結果1917年インド統治法が制定され、知事州にも部分的責任政府が認められるようになったが、治安その他の重要部門は依然イギリス人知事に専管されていて、事実上は大きな制限を受けていたのである。これを不満としたインド國民は、ガンヂーの指導下に1920年以降非暴力、不服従運動を全国的規模で展開するに至つた。この事態に対処するためイギリスは1937年新インド統治法を制定して、インドを連邦組織とし、上院、下院の立法機關を持つ一種の責任制度を与えることになつた。これによつて、総督の権限は制限を受けるようになったが、イギリス議會、國王の勅令、事務大臣の権限には依然變りがなく、しかも立法機關へ送る議員を選挙し得るインドの選挙権保持者数は人口の10%に過ぎなかつたので実状は完全自治から遙かに遠いものであつた。

第二次世界大戦の勃発と共に、インド独立達成の機運が國內に高まり、これに対してイギリス政府は1942年インド連合案を提示してインドの戦争協力をもとめたが、その案を不服としたガンヂーのひきいる國民會議派は即時國民政府の樹立を主張し、他方チンナーの卒いる回教徒連盟はパキスタンの設立を主張した。この両者の主張は遂に調節出来ず、強行すれば内乱をひきおこすおそれがあつたので、1947年8月15日をもつてインドは一つの獨立國として生れるかわりにインド連邦とパキスタンの2自治領に分割され、數百年の長い植民地國家に終止符をうつて戦後の世界に近代國家としての第一歩を踏み出したのである。

2 独立前後のインド

一 政体、社会的情勢

インドは政体としては共和制連邦制度をとつており、中央政府は各州より選出された代議士からなる下院、（國民議會 House of People と呼ばれる）、と上院（州評議院 Council of States）よりなつていて、大統領は両院議員によつて選出され、任期は5年である。大統領は首相及び閣僚を任命する。地方は各州に分れ、夫々州政府を

持ち知事は公選による。現在、旧英領インドであつた州が7、旧インド王侯国であつた州が7、旧弁務官庁管轄下にあつた州が10、その他ブングマン及びニコバル島よりなる州が1つ、計38の州からなつていて、各州知事を選出する他中央へ代議士を送つている。上院議員は大統領が任命する12名の議員及び238名以下の州代議士よりなり、任期は6年であり、下院は500名以下の州代議士を以て構成し、任期は5年である。その中婦人議員は1958年現在上、下院あわせて34名、地方議会に100名選出されている。政党としては、国民会議派が圧倒的多数(党員1千50万)で第一党であり、ネール首相もこの政党に属している。

以上のようにインドは独立にあつて、政体は共和制をとり民主的な憲法を持つ近代国家となつたのであるが国民の社会生活はそうに一挙に変わるものではなく、長年の封建的制度的影響が色々の形で深く残っている。例えばインドに特有な国民の階級制度であるが新憲法によつて人種、宗教の平等を宣言されているにも拘わらずなほ階級的差別は相当強く残っているようである。この階級制度は、元来宗教的なものであるが人々の社会的地位を非常に複雑な段階に分けるもので、下位の階級におかれたものは多く、外敵の侵入にあつて征服された原住民などである。

一般にいわれている階級段階は大きく分けて4つで、①バラモン、②クシャトリーヤ、③ヴェイシヤ、④スードラといい、徳川時代の士農工商の階級と同様なものである。①には僧侶、学者、教師などの階級、②は役人、軍人、③は中流人士で商人、農家、職人などが入り、④にはその他一般の労働者、百姓、使用人などの人々が含まれる。ネール首相は最高階級のバラモンの出であり、ガンジーは③のヴェイシヤの出身である。

この各々の階級が又それぞれ、幾段階にも分かれていてこみ入つた階級の網が社会生活をおおつていて、色々の制限が加えられていたのである。しかもこれらの階級の一番下に賤民ともよばれるべき階級の人々(untouchableといわれる)があり現在でも8千万人も存在している。昔はこの人達は共同井戸から水を飲む事も出来ず、寺や公共の建物に入ることも許されなかつたし隔離された場所へ住み、子供達は学校でも離されていた。この階級に属さない人々でも、自分より下の階級の者とは結婚する事はゆるされず甚だしい場合は違ふ階級の者とは飲食を共にする事も出来なかつた。このような過去を有する現在のインド人がその階級意識から離れる事が出来るまでには可成りの時日が必要であらう。

II インド婦人—社会的地位について

1. 独立以前に於ける婦人

古代からムガル王朝を通じてインド婦人が非常に自由であつたということは、インドの神話や歴史上に女性の名が頻りにあらわれ、殊に行政官として、政治家として、或は武人として傑出した婦人が多く、彼女等が知慧や勇氣にすぐれ、創造力にめぐまれた婦人たちであつた事をしめしている。このように多くの婦人が民話や伝承に残っているという事は古代のインド婦人に教育を受ける機会があつた事を証明している。

併し何といつてもこういう機会に恵まれた婦人は例外的であつて、一般の婦人の為の組織的な教育制度というものはいく世紀頃から約800年の間存在していなかつた。それは主として政治的経済的不安や、その頃絶えず行われていた外敵侵入による社会的不安のために婦人を外部から守る事が必要であつたからである。例えばインド社会に一般的に社会的慣習のあるもの、早婚とか、婦人の隔離("Purdah System"といわれ、ブーダとは、元来窓掛という意味であるが、身分ある婦人の居室の窓に帳を垂れて男子に姿を見せないこと)等が回くまもられたのも、未婚の若い婦人を守るためにとられたものであろう。又インド婦人に特有とみられていたサチ制度、即ち夫に死別した若い寡婦が、夫の火葬の火の中に入つて共に死ぬという風習(この風習は、イギリス統治下の1829年に法律をもつて禁止しこれを侵すものは刑罰に処せられるという事になつてやつと無くなつた)も同様な原因によるものであつた。

又インド社会に数世紀に渡つてきびしい持参金制度が全般的に拡がり、現在に至つてもある階級には残っている程であるが、これも亦早婚をうながした他の理由であらう。

このような婦人に関する社会制度のうち、早婚はインドに最も根深く残つた慣習であつて比較的最近まで(約30年前まで)厳守されていたものであり、この制度に含まれる社会的問題は大きく深いものであつた。何故ならば、充分に成長しきらない子供のうちに結婚するために、教育も受けられないし、出産は母子双方に悪影響を及ぼし、又早く夫と死別することによつて非常に若くして寡婦になる者が多くなる。この事は寡婦の再婚を禁じるインド教を信奉するインド人にとつては大きな問題であつた。このような早婚の弊害について独立運動に挺身し、女性解放に最も熱心であつたガンジーはその著書の中で次の様な数字をあげて述べている。

「1931年の調査に依れば、15才以下の既婚の女子は

年 令	既 婚 率 (%)
0— 1 才	1.8
1— 2	1.2
2— 3	2.0
3— 4	4.2
4— 5	6.4
5—10	12.3
10—15	38.1

即ち1才足らずの乳児100人の中ば1人は既に結婚しているという滑稽な事態が存在していたのである。このような事態の必然的な結果として信すべからざる程多数の幼寡婦が存在していた。同じ調査によれば

年 令	寡婦数 (実数)
0— 1 才	1,515
1— 2	1,785
2— 3	3,485
3— 4	2,076
4— 5	1,5019
5—10	105,482
10—15	185,339

よしんばここに上げた数字が実際の100分の1にすぎないにしろ、このような事態が存在していたということは事実であり、これら大部分の幼寡婦にとって再婚が不可能であるということがこの事態を更に悲惨なものにしている。

早婚によるもう一つの弊害は、これら幼くして結婚した女子が出産に当つて数多く死亡することである。インドを通じて年に平均20万人が産死するが(註、1930年における日本の産婦死亡数は5681人、出産1000に対して258人であつた)、その中10代の若い母親の死亡がおびただしい数にのぼっているのである。(或調査によれば1000人の中100人、即ち1割は産婦で死亡するということである。)

又早婚の悪影響は母親のみならず産れる子供にまで及んでいる。即ち、1000人の出生児の中181人が死んでいるがこれは平均であつて、地方によつては、この率が400人にのぼっているところもある。英国と日本における夫々の数字が60と124であるのとは比べると如何にインドがこの点でおくれているかがわかる。

このような事態が充分防げるような性質のものであるにも拘らず、一般に社会意識が欠乏しているために放置されていることはまことに戦栗すべきことである。

(Women and Social Injustice, M.K. Gandhi, 1947 ed.)

独立以前のインド婦人は以上の他種々な社会的慣習や制度にしばられて全くの暗黒時代に住んでいたものであり、婦人は家の四つの壁の中にとじこめられ誰かに附添われなければ外出も思うにまかせなかつた。(併し下級の婦人達一農民や労働に従事する婦人一の間にはインドを通じてはるかに大きな行動の自由があつた。)このような社会的宗教的偏見に災いされて婦人に対する教育は行われなかつたし、従つて婦人の社会的地位は非常に低かつた。

女子に対する教育が公に行われたのは19世紀に入つてからで、イギリスの宣教師達によつて始められ、漸次その重要性がみとめられて学校も増え、生徒数も多くなつて来た。例えば1882年には女子の爲の小学校が公立、私立含めて2600校あり生徒数も82,420人を教えた。しかし、18・4才で結婚するのが普通であつた為、上級の学校に進む者が少く、高等教育を受けていた女子は記録によるとインド全体で唯一であつて大学に6人の女学生を教えた丈である(1882年)。

併し20世紀に入つて、第一次世界大戦によつてひきおこされた世界的な社会経済の變化にともなつて先づ起つた欧米の婦人解放運動の波がインドの婦人達をも大きくゆり動かし、有識婦人達によつて教育の機会均等と婦人の社会的地位改善の爲の運動が起された。又独立運動の指導者ガンデーも大いに婦人の解放を説き、強制的な寡婦制度、ブーダ、早婚、持参金制度、経済的束縛や奴隷的結婚、などに対する彼の力強い攻撃はこの運動に大きな支持を与えた。婦人も亦彼の独立運動に身を挺して参加する者が多く、投獄された数も少くはなかつた。このようにして女子教育も漸次行われるようになり婦人の社会的地位改善に対する世人の関心も深まつて来たというのが独立前のインド婦人の状態であつた。

2. 独立後に於ける婦人

a. 婦人の教育について

1947年8月15日に法的に独立したインドもその後回教徒、インド教徒の夫々の国へ移る大規模な民族移動が行われたりして、各共に主権民主共和国として発足したのは1950年1月26日であり、新たに憲法を制定した。この新憲法は凡ての人に男女を問わず、宗教、人種を問わず同等の権利を保障し、満15才に達した者は誰でも選挙権を有することを規定したのである。ここにインドの婦人は始めて法的に男子と平等の地位を保障されたのである。続いて1950年の10月末から全国にわたって初の総選挙が行われた。1億7千6百万人の有権者の中7千万人が投票し、その半分以上は婦人の投票であつた。この総選挙によつて多数の婦人議員が選出され又政府の要職につく婦人も少なくなかつた。例えば現在の保健大臣は婦人であるし、次官に任命された婦人もある。このように新インドの婦人の進出は目覚しく、国内のみならず国際的にも活躍し、優秀な婦人が多く国際連合やその他の国際機関で働いている。ネール首相の妹であるバンデイト夫人が国連総会議長であることはよく知られている。

併しこのような婦人を除く一般の婦人は大部分教育も満足に受けていない人々が多い。例えば最近のユネスコの報告によれば1981年現在で10才以上の女子78%は文盲であつた。(男子は85%)即ち女子100人の中78人は読むことも書くことも出来なかつたということになる。この割合は現在では相当変つているとしても(註、1947年には成人総数の94%が文盲であつたが、1953年には約85%に減少したとみられているが女子の減少した割合は分らない。) 少くとも現在の壮年期の婦人の文盲率は相当ひどいと思われる。

義務教育について

婦人の地位を高めるためには何はおいても上のような状態を急速にあらためなければならぬので、独立後政府の取上げた重要な政策の一つは必然的に教育政策であつた。

インド国民議会は独立の当初、各州が今後十年間にインド全児童に満6才から14才に達するまで義務教育をほどこすよう努力すべき事を宣言した。しかしインド各州の財政状態は非常に異つていて、殊に都市的傾向を持つ州と、純農村的傾向の州とではその差異が甚だ

しく従つて義務教育の推進程度も州によつてまちまちになつている。

1950年の調査によると全インド人口3億6千万の中学令児童(6~11才)数は約5千4百万人(人口の15%)といわれる。このうち女児は約2千2百30万人位いると推定され、就学している数は約5百万人いるとされている。即ち学令に達した女児5人について1人が就学していたことになり、又男子と女子の就学率は凡そ18対7となつている。しかしこれ等の数字は平均であつて個々の場合はもつと低い就学率を示すものと思われる。この低い就学率の一つには学校の足りない事にもよるのであつて、義務教育法の中に特定の距離内(約1里)に校舎のない時は児童は就学しなくてもよいと認められているからである。現在インド全土に凡そ20万の小学校があり、大体20万の町村内におかれている。しかしながらなお80万あまりの町村には小学校が全然設立されていない状態である。しかもこれ等の学校で教える教師の数が極度に払底して、20万の小学校のうち1人の教師がすべてを教えている学校は6万2千校にも上つている。故に児童を就学させる為にはまず小学校を建て、教師の養成に努めることが先決問題であるという事が出来る。

このようにして就学出来た児童にしても課程を終える者は非常に少く読み書きを完全に身につけられる4年生の課程にまで残つた児童数は1948~49年で、入学当時に比べて男女合せて全国平均88%しかなかつた。即ち1年に入学した生徒100人当り62人は4年生になるまでに脱落してしまつたものである。この割合は男子よりも女子に多く、入学当初の人数の71.2%は4年生まで残ることが出来なかつた。このように児童が課程を終了し得ない主な原因は経済的な理由が多く、農業や労働に従事する貧しい家では家計を助ける為に児童の労働力はかくべからざるもので、殊に女子は結婚するために退学することが多い。政府はこの状態に対処するため「児童婚姻禁止法」その他の法律を施行することによつて極力防ぐことはつとめてゐる。しかし貧しい人々が幼い子供達の労力を必要とするような経済状態をまず改めなければ児童の義務教育は完成するのが難しいであらう。(註。義務教育の年限は14才までとなつてゐるがこれは州に依り異なつており、概して6~12才までを義務教育年限としているのが普通である。州によつては女子に対しては強制していないところもある。)

(11/16才以下の児童は結婚することが出来ないとする法律)

中等教育及び高等教育について

インドで高等教育を受ける者の数は非常に少い。インドの小学校以上の教育は、中等学校、高等学校、上級学校、大学(Middle Schools, Higher Schools, Higher Secondary Schools, Universities)という風に分れている。上級学校といわれるものの課程は通常高等学校より一年長い。中等学校は二種類あつて英語学校と自国語学校に分れており前者は高等学校に進学することを目的とし、英語は必須であるが、後者はその課程だけで完了する事を目的としており、英語は全然教えられないか又は選択科目となつている。農村にある中等学校は大部分が自国語学校である。この学校の生徒で高等学校に進学しようとする者は一年乃至二年間英語を学ばなければならず英語学校の生徒に比べて二年損をするわけである。(註 現在両者を一つの制度に統一しようとする傾向がおとつている。)中等学校の課程年限は州によつてまちまちで4年から7年の間である。

1950年3月現在中等学校で学んでいる者は4百40万人で、その中女子は70万人であつた。即ち6人の中1人は女子であつたわけで、この年頃の女子(11~17才)総数の3.4%は中等教育をうけていたものと考えることができる。

インドは独立以来国民基礎教育法(System of National Basic Education)という制度を提唱して各州政府にもその徹底化を要請しているがその根本は従来の学術偏重教育から技能教育に重点をおきかえることにある。即ち教育を生活に即したもので、社会的に有用な活動を通じて行われるべきものであるとするもので、児童が社会の一員として生活することを最初から学ばせようとするものである。この国民基礎教育は初等教育から一貫して行われているもので、中等学校に於てはその上級課程も行われている。

上級学校(Higher Secondary School)は主として大学に入る為の過程的コースということが出来る。

女子の大学入学は自由で女学生の数は年々増加している。1950年現在一般教育をほどこす大学数はインドを通じて30あり、そのうち1つは女子大学である。その他457に上るカレジがあり、その中62校が女子のみのカレジとなつている。

大学、カレジを合せて学生数は約27万8千人でその1.2%、34263人が女子学生となつている。大学院課程に在学している(Ph. Dを得るための課程)女子学生は66人いる。彼女達の専攻する科目は芸術、教育、薬学といったものにかたよつている傾向が強

く、前記女子学生のうち35263人が文科専攻で、科学専攻学生は2000人にすぎない。殊に女子大学では音楽、絵画などに重点がおかれている。

この他職業及び技能教育が行われていて女子の入学は他の学校と同様自由である。対象とされる科目は主として教師養成、薬学、工業、商業、看護、家政、機械、工作、農業、その他であるが、女子は機械工作、農業等を学ぶ者は殆どなく、その代り看護家政を学ぶ者は女子に限られているようである。課程年限は1~5年乃至6年で、科目によつて異り、程度も中等学校程度、カレジ程度と様々である。1949~50年現在この種の学校は2103校あり、471校が女子のみを収容する学校になつていてその中24校がカレジ程度である。学生数は全部で205442人、そのうち女子学生は38926人で、大部分(13798人)が教師養成学校で学んでいる。

女子の技能教育のうち注目されるのは看護婦養成学校で数からいつて多くはないが、インドの衛生状態に果すその役割からいつて重要視さるべきものである。医療設備の乏しい現状では看護婦や保健婦が一般の保健に尽すところは大きいのであるが、この職業が欧米で尊敬さるべきものとされているのに対して、インドでは地位の劣つたものという考えが強いので志願者も多いとはいえない。そのため訓練された看護婦の数が少く、この職業に需要が供給を甚だしく上まわつているものは他にない。現在は志願者の数も増々増えている。

成人教育について

以上のようにこれから成長する児童や青年に対する教育は漸次軌道につて、生徒数も年々増加していつているが、現在インド社会の中核をなす壮年以上の文盲度の高い人々に対する成人教育にインド政府は非常な努力をはらつている。各地方で行われるこの教育方針は単に彼等に読み書きを教えるだけでなく、衛生、公民意識、或はその生活程度を高めるための具体的な知識なども教えようとするものである。一般の人々の興味をひくために移動教育宣伝隊を組織しているところもある。これらの移動隊は村から村へ廻つて劇を演じたり色々な展示や教育映画をおこなつて、時には有用な知識を与えたりする。又同種の移動宣伝車で食糧改善の展示を行つて効果をあげているともいわれている。

以上述べたように女子の教育は年々進歩していつているが、近代国家の名にふさわしい段階に至るまでには非常に遠いといわなければならない。何がこのようにインドの女子教

育、というよりはむしろ教育全般を遅らせているかといえ、前にのべたように国全体の経済的貧困に最大の原因があるといわねばならない。長い植民地的経済はインドの工業の発達をおくらせ、農業生産力は小さく、飢饉は常態化している。そして人口の約6割は慢性的な栄養失調で26才という平均寿命で死んでいくというのが一般大衆の生活であるので、政府の努力はまづインドの経済的發展にそまなければならない、教育がこの次にされているのはむしろ当然といわなければならない。教育に関する数字をあげると下記の如くである。

初等及中等学校生徒数 //

年	初等学校		中等学校	
	生徒総数 (1,000)	女生徒数 (1,000)	生徒総数 (1,000)	女生徒数 (1,000)
1881~82	2,538	204	418	26
1891~92	2,838	271	473	35
1901~02	3,204	345	623	45
1911~12	4,807	730	839	44
1921~22	6,110	1,087	1,107	125
1931~32	9,162	1,944	2,084	196
1941~42	12,019	3,124	2,785	410
1946~47	10,047	2,715	2,601	443
1949~50	12,307	4,833	4,400	700

// ユネスコ: Women and Education, 1953

職業学校及び技能養成所数 (1950年3月) //

種類	学 校		カ レ ジ		総 数	
	女子	総 数	女子	総 数	女子	総 数
教師養成	213	720	16	68	229	788
薬学 ^{2/}	17	37	4	32	23	69
商業	3	409	—	21	3	430
工業	84	420	—	—	84	420
法律	—	—	—	21	—	21
音楽、舞踊、 その他芸術	27	60	4	8	31	68
機械	—	17	—	23	—	42
工作	2	54	—	6	2	60
応用芸術 及び建築	—	—	—	2	—	2
農林業	1	40	—	21	1	61
獣医	—	—	—	10	—	10
技能	98	132	—	—	98	132
合 計	447	1,871	24	212	471	2,103

// ユネスコ: Women and Education, 1953

2/ 看護科を含む

D 家庭婦人について

前述のようにインドの婦人は非常に早く結婚生活に入るため、他の国の婦人におけるような娘時代を殆ど持たない。従つてインドの婦人についてみる時は家庭婦人としての婦人の実状を語ることになる。それで家庭婦人における母性として、妻としての実状とその社会的地位をみてみると、早婚の結果の多産は多くのインドの母親の健康を害し、必然的に子供の成育と家族生活全体に悪影響を及ぼしている。

インドの年々における人口増加は著しいもので、毎年幾多飢饉や洪水、疾病などによつて莫大な人々が死んでも年々約500万人増えている。しかもごく簡単な医療設備でもそなわつていゝ地域の人口は普通の2倍乃至8倍の増加をみている。このような状態では人口増加に伴う生産力に著しい向上がみられない現在インド政府の企図する生活程度の向上は得らるべくもないので、家族計画ということが真剣に考えられるようになった。まずウタルプラデシュ州(Uttar Pradesh)で1951年家族計画に関する調査が同州の農村の人々を対象として行われた。

結果は調査の行われた地方に於ては明らかに高い出産率に伴う高い乳児死亡率を示していた。即ち1641人の出生児のうち生存しているのは980人で、即ち出生児の40%以上が死亡したのである。又現在妊娠可能年齢以上にある母親の生んだ子供231人のうち生存しているのは108人にすぎない。故に出生児の53%は母親が妊娠可能年齢をこえる前に死亡しているということになるわけで、この調子でいけば現在これらの村にいる子供達の13%が母親の妊娠可能年齢以前に死亡することになる。

そしてこれ等の調査が行われた村の人々は、予想以上に家族計画に強い関心を示していたが計画出産については大部分が無智であつた。これらの人々のうち妻の87%、夫の90%は子供は神の恩召して授かるものであると信じているが、60%の母親55%の父親は喜んで出産計画の方法を学びたいという意志を表明した。70%に近い母親は子供が少ければ喜しも楽であり、子供の数は3人から4人を平均3.5年の間隔でほしいという考えをのべている。

以上の調査の結果はインドの限られた地域の人々の実状を示しているにすぎないが、インド全般の母性としての家庭婦人について或程度暗示しているものといふことが出来る。

出生、死亡、乳児死亡数についてインドと日本の数字を比べてみると下記の通りである。

年	出 生				死 亡			
	イン ド 1/		日 本 2/		イン ド 1/		日 本 2/	
	総 数	率 %	総 数	率 %	総 数	率 %	総 数	率 %
	(4000)	(千人当り)	(1000)	(千人当り)	1000	(千人当り)	(1000)	(千人当り)
1938	9398	33.3	1912	27.1	6685	23.7	1250	17.7
1948	6196	25.2	2682	33.5	4168	17.0	951	11.9
1949	6762	26.4	2677	33.0	4044	15.8	945	11.6
1950	6728	24.8	2338	28.1	4333	16.0	905	10.9
1951	6821	24.9	2157	25.5	3939	14.4	843	10.0
1952		$\frac{3}{27.6}$	1999	23.3		$\frac{8}{14.6}$	764	9.0
1953		$\frac{3}{26.7}$	1866	21.5		$\frac{8}{14.2}$	765	8.8

インド保健省 2 野間省婦人少年局：婦人関係資料、第5号 3 7月現在、暫定的

年	乳 幼 児 死 亡				年	乳 幼 児 死 亡			
	イ ン ド 1/		日 本 2/			イ ン ド 1/		日 本 2/	
	総 数	%	総 数	%		総 数	%	総 数	%
	(1,000人)	(出生千人当り)	(1,000人)	(出生千人当り)		(1,000)	(出生千人当り)	(1,000)	(出生千人当り)
1938	—	167	220	115	1947	—	146	205	77
1939	—	136	201	107	48	—	130	165	62
1940	—	160	190	90	49	—	123	168	63
1941	—	158	191	84	50	—	127	141	60
1942	—	163	190	86					
1943	—	165	195	87					
1944	—	169	—	—					
1945	—	151	—	—					
1946 ³⁾	—	136	—	—					

1/ インド保健省 2/ 労働省婦人少年局：婦人関係資料第5号 3/ 暫定的

インド婦人の妻として婦人としての地位はどうかというと、家庭内における婦人は母として尊敬され又権威をもつものとされていた。しかしそれは家庭内においてだけであつて、社会的経済的地位というものとは殆んど定められていなかった。独立後新憲法によつて婦人にも基本的な権利が認められているが経済的社会的方面にはなほ拘束されている点が多いのである。例えば妻としての財産権については、なほ宗教的社会的慣習の影響が強い。即ち妻が婚姻前に所有していた財産は妻の所有権が認められているが婚姻後妻が得た所得や増子は夫が管理したり処分したりするので妻の自由にする事は出来ない。又妻の所有権を定められてい

る婚姻前の財産でも夫の病氣とか貧困とかの場合は夫が処分してもよいことになっている。又財産の相続については女子の相続権は男子よりはるかに低く、血族の順位にかゝらず男子の側に優先権があり、遺産の種類によつては女子の相続は全然認められていないものもある。(婦人少年局発行、国際資料第27号「婦人の財産権」参照)婦人の経済的地位が確立しないところに地位の向上も期し難いので現在妻や娘の相続権を認めることを要求する法案が提出されている。

c 働く婦人について 工場に働く婦人

一般の生活程度の低い人々の間では、夫の死亡とか生活費の不足などから賃金を得るために働く婦人が多い。インドで行われた、綿業、絹及び黄麻(ジュート)製造業、石炭採掘業公共業務、紙製造、化学品製造、製鋼業などに於ける広範囲な調査によるとその従業員の50~80%は既婚婦人であり、しかも、20~50%は未亡人であつた。そして大部分の職域における独身婦人の数は殆ど取るに足りない程度である。日本におけるように婦人労働力の大部分が若い独身の婦人(平均年齢23.8)^{1/}でしめられていて、結婚後も職場に残る者の数が12%^{1/}しかない状態とは著しく対照的である。//労働省婦人少年局：「婦人労働統計資料、1952」参照、インドの場合は大多数の婦人は25才~45才で(従業員数の71%)就職するのは20才以後である。

「1950年工場統計」によると、主な18州における工場従業員労働力の12.3%は婦人であつて(全従業員数774,557のうち女子従業員342,148人)、或種の工業では女子労働人口が比較的多いことはあるが一般的にいつて相対的にも絶対的にも女子労働人口は多くない。それが他の国で通常女子労働力によつて支えられている工業部門、例えば織物業などに於てもインドでは決して多いとは言えない。(併しインドでも大多数の女子労働は織物業に従事している。)1950年におけるタバコ業に従事している女子労働者の割合は40%、食料飲料品業では22.6%、化学及び非金属鉱業では14.2%、織物業では10.1%となつている。その他の産業では女子労働者の割合は全労働力の10%以下である。

インドに於ける女子労働者数は過去20年間にわたつて絶対的には増加して来ているが相対的な割合からいえば減つて来ている。即ち女子の工場雇員数の過平均が1927年の16.25%から1947年の11.33%に下つてきている。この傾向は労働法の適用される大規模

な企業や機械化のすすんだ企業に大きくあらわれている。

そのよつてくる原因は多様であつて、今後女子の雇傭における種々な問題を含んでいる。その一つとみられるのは、労働法の適用で、工場に交替勤務制が行われると共に、法律によつて女子の夜勤が禁ぜられ、従来女子の職場であつたものも男子労働者に代えられることが多かつた。1934年から44年にかけて施行された工場法は女子と年少者の勤務時間を制限したために女子労働者の雇傭数は更に減少したのである。

又一方生産力増強が要請されて、種々の作業工程の機械化や再組織が行われるに従つて、従来女子に依て行われていたようなタイプの仕事が失くなつていつた。殊に賃銀制と生産制当制が確立されるに及んで女子の雇傭に不利となつたのである。これは一面女子の非熟練ということもあるが、彼女等の能力を養成しようとする熱意がかけられていることもあらそわれない。

併し一方新たな軽工業がインドに発展してきていて女子労働に有望な職場を提供している。女子の器用さと正確さがこれらの職場には不可欠であつて、電話器、ラジオ備品、電気器具その他の製造業では既に満足すべき結果が得られている。この種の工業は今後女子の雇傭に新しい有望な機会を提供するものといふことが出来る。

産業及職業別女子雇傭労働者数(1947~50)

産業及職業	年	総就業者数	女子就業者数
工場	1947	2,438,988	270,924
鉱山	1947	426,159	85,170
市役所	1950	317,270	95,748
電車	1948	凡そ 14,000	50

// ユネスコ: Women and Education 1953

全国鉱業における女子雇傭者数、1950(日雇労働平均)

鉱業別	総雇傭者数	女子雇傭者数	女子雇傭者数の総数に対する割合
石炭	342,889	57,370	16.4
マンガン	34,952	16,033	45.9
銅母	3,010	3,681	11.9
鉄鉱石	17,377	6,062	34.9

// 鉱山監督署(Chief Inspector of Mines)

インドに於ける産業別労働者数(1,000人)

産業別	1950~51	1947~50	1948~49
農業及家畜飼養	102,711	106,185	99,591
林業	350	347	348
漁業	577	578	577
鉱業	780	778	777
工場設置	2,967	3,070	3,065
小企業	11,521	11,323	11,230
通信	175	175	167
鉄道	6,178	6,181	6,192
銀行及び保険	147	147	147
その他の商業及交通	2,533	2,437	2,343
専門的職業その他	6,425	6,191	6,016
公務員	3,886	3,765	3,597
使用人	2,947	2,847	2,751
合計	143,221	140,776	138,803

// Monthly Abstracts of Statistics, 1955.

農業に従事する婦人

インドの人口の70%は農業に従事しているといわれるが、婦人の労働も必然的に大部分の分野で行われる。併し多くは家族従業者として労働力を提供するのみで賃銀は得られない。けれども他の農作業などに雇われていくもの、殊に栽培園へ働きにいくものもかなりある。1944年に茶、コーヒー、ゴム栽培園に働いていた婦人の数は夫々の雇用総数の45%、40%、25%であつたし、1947年には全栽培園の雇用者数のうち46.6%が婦人労働者であつた。彼女達の仕事は概して熟練を要しないもので従つて賃銀は安い。全インド婦人会議の調査員が1946年に出した報告によれば鉱山その他の工業に従事する婦人達も同様であるが、栽培園に働く婦人達の生活状態は悪く、文盲度も高いということであつた。

その他農村における手工業や家内工業に雇われている婦人の数は相当多く、アッサム州の農村緑物家内工業のように573700人の女子人口中584526人までが従事しているというようなところもある。女子労働力を吸収する半家内工業には数物、蚕母、煙草製造などがある。

栽培園の女子雇用者数

種 類	男 子	女 子	年 少 者	総 数	女子の総数 にする割合
茶 2/	415753	397546	124037	937338	42.4
コーヒ 3/	86874	70920	12503	177297	40.0
ゴム 4/	34577	11532	1922	48051	24.0

1/ 各州の合計	2/ ユネスコ: Women and Education,
2/ 1947 ~ 50	1953
3/ 1947 ~ 50	
4/ 1947	

これらの賃銀を得て働く農業労働者の労働時間は普通日の出から日没までで、別にはつきりした時間制があるわけではない。しかし婦人や子供達の労働時間が男子より短いのが一般で

ある。賃銀の額や支払方法は州によつて異なるし婦人や年少者は概して成年男より低く支払われるようである。例えば棉つみとか米打ち、草取りなどには婦人が大勢雇われるがその仕事は男子よりも効率がいにも拘らず支払われる額は男子よりも低い。こゝにパンジャブ州の農村に於ける調査の結果をあげると1951年7月中における7時間労働を行つた農業労働者の賃銀(物納換算も含む)は:

耕 耘	ル ビ 1	ア ン ナ	ル ビ 1	ア ン ナ
男 子	1	3	4	0
女 子	—	—	—	—
子 供	0	12	1	0
種 ま き				
男 子	1	0	4	0
女 子	1	3	1	8
子 供	0	8	0	12
草 取 り				
男 子	1	0	1	14
女 子	1	0	1	10
子 供	0	8	1	0
収 獲				
男 子	1	3	4	0
女 子	1	3	1	8
子 供	0	12	1	0

	ル ビ ー	ア ン ナ	ル ビ ー	ア ン ナ
棉 つみ				
男 子	0	12	から	1
女 子	0	12	"	0
子 供	0	8	"	0

その他の農作業

男 子	1	8	"	3	8
女 子	0	8	"	1	4
子 供	0	12	"	—	—

1/ 1 ルビー = 約 76 円

2/ 16 アンナ = 1 ルビー

(註 The Indian Labor Yearbook, 1950-51)

このように一日7時間はけしい労働をしても男子でやつと150円足らず最高300円にしかならないのであるが、女子は同様の仕事をしても男子の半額しか得られないのである。注目すべきことは耕耘のような重労働に子供が一日60円足らずの賃銀で働いていることである。

専門的な職業についている婦人

前にも述べたように高等教育をうける婦人の数はまだ少ないので男子と同じように専門的な職業に進出して婦人も極く僅かである。併し新憲法によつて職業の機会に男子と平等に与えられているので、現在婦人の法律家、医師、教授などが出ているし、中央及び州政府の内閣に用いている高官も少くない。

併し婦人が最も多く就いている職業は教師であつて、1950年3月現在全インド小学校教師数512,000人(中学校に附属している小学校の教師を除く)の中女教師は15.4%をしめていた。又1947~50年の中学校(附属小学校を含む)には31,000人の女教師(総数の凡そ16%)が働いていた。又その他の技術養成校や職業学校には3,718人の女教師がおり教師総数の14%をしめていた。1949~50年度にはインド全土における大及びカレヂの教師中8.9%の1,700人の婦人をみたのである。

このように教師は専門的職業に就く婦人の圧倒的多数を占めているが、教師の待遇は州によつてひどく異なり、又同じ州内でも学校によつて甚だしい。併し一般的にいつて男女の間に待遇の差はない。もしある場合は女教師の数が少ないためむしろ婦人に有利である。

医療業に従事する婦人の数は漸次増加している。この職業により多くの婦人がつくための方法として、多くの医療施設では婦人の就職者の為の席が特別にあげてあるということである。

何れの職業においても待遇の段階や、昇給については男女の差はみられない。その点についてはインド政府によつておかれた中央賃金委員会は「同一労働、同一賃金」の建前をとり、又憲法の16条においてもこれを各州における政策の原則とすべきことをのべている。

又1948年に最低賃金法がしかれて、一般の経済条件改善に一步ふみ出した。

併しあらゆる職業における平等の機会を婦人にあたえることによつて従来の男女の関係、あるいは適当な職業に就く男女の平衡という点に調節をしなければならない問題がおこつてきた。教育をうけた婦人は未だ数は少ないが従来の婦人の唯一のあり方は結婚にあるというには強く反対を表明しており、経済的独立ということを考えている。そしてインドにおいても、もはや既婚婦人の就職ということについて反対するようなことはなくなつていく。

インド労働省では1951年2月中に346人の婦人が職業交換特許によつて適当な仕事についたといつてゐる。この人数はこの特許が開始されてから始めてのレコードで、しかも登録して適当な職業を待っている数千人の婦人は別にしてゐる。このような事実は、殊に婦人が何世紀もの間家に閉じこめられていた国においては婦人の経済的独立への意欲が根を下してきただことを示しているものといふことが出来る。

d 婦人運動と婦人団体

独立以前においても20世紀に入つてからのインドの世論は、婦人に対する不当な圧迫と教育の欠乏からくる公共生活の貧困さなどに対して意識してきていた。そして夫々主な都市や町には婦人の地域団体が結成され、中にもマドラス州のアヂアルというところに本部をおくインド婦人協会は50の支部を持つ大きな団体であつた。このように各地に分散的に婦人の動きがみられていたが、何といつても、結婚というものは別に独立した生活を持つという考えは一般のインド婦人にとつて異様なことに思われていた。それが第一次世界大戦を境にしてこの人々の考えに革命的な変化がおこつた。そして婦人指導者の一人が1916年に抑留されたことに対する憤激が婦人たちをふるいたたせ諸々に抗議の集会をし、集団をつくつて寺

に祈願をするなどの活動をおこなった。最も奮闘的なことは1917年にインドの国務長官に代表を送つて、始めて婦人参政権と教育の便宜についてのはつきりした要求を提出したことである。

その後著名な婦人指導者達が続出して、婦人のために活動を開始したのであるが二つの世界大戦が如何にインドの婦人を大きく目覚めさせ、経済的独立の意識を刺激したかは最近30年間にわたつた婦人活動のはなばなしさに見ることが出来る。ガンデーによつて提唱されて国民運動となつた1920年の抗英非協力運動、1930年のサテアグラハ運動、1942年の抗英インド撤退運動などはインド婦人に社会政治面において男子と平等の地位を確立させたものである。これ等の運動に婦人達は積極的に参加し、男子と同じ苦難をしのび、投獄されたこともある。かくして現在婦人はインドのあらゆる国民活動に参加するのみならず、国際的にも大きな存在となつてゐる。インドの婦人運動は、かくして欧米におけるような圧迫を受けることなく、就職の権利、教育を受ける権利、経済的独立の権利を獲得したのであるがなお労働条件の改善看護婦、教師の給料引上げなどに向つて尽力している。

婦人団体には前記のインド婦人協会などの他にインド全国婦人評議会、YWCA、その他がある。しかし数多くある婦人団体のなかでも最も活動的で有力な団体は全インド婦人会議であろう。この団体がインドの婦人運動史に果たした役割は大きく、会員数も多く、代表的なものである。

全インド婦人会議は、1926年の秋、マドラスにあるインド婦人協会の書記長であつたカズンズ夫人(Mrs. Margaret Cousins)が全国のインド婦人に対して發した趣状に端を発したといわれる。即ち彼女は全インド婦人にむかつて婦人の教育問題を討議するために地方委員会を設け、この問題に関する夫々の意見を結集して世論を喚起することを目的としたものであつた。このカズンズ夫人の呼びかけは非常な反響を呼び、その年の7月から12月にかけて22ヶ所にわたつて地方会議がひらかれ翌1927年1月ブーナで第1回の全インド婦人会議が結成されたのである。

以来毎年会議が開かれ社会改革、教育の振興州及び中央議會への代議員参加、婦人の職業進出等の重要議題が論議されたのであつた。会議が発展するに従つて機構も整備されていき、夫々専門の部課に分れて、積極的に活動を開始するようになった。例えば1930年には婦人に不利な相続法の改正を目指してより上つた運動には、会議の社会改革部で積極的に支援したし、地方の会員や委員会は教育振興の面で建設的な仕事を行つた。又この会議の教育促進

に対する貢献は大きなもので、数多くの小学校、女学校、工業学校などを始め、一般男女の為に成人学校を開校した。

インドの婦人で会員規則を承認するものは誰でも会員になる資格があり、現在の会員数は、はつきりわからないが相当多いといわれている。

会議員の中からは多くの国會議員や國際機關の代表者などを送り出している。例えば現在國連總會総長のバンディット夫人は1940~41年の會議長であつたし、現在19人いる下院議員の中バンディット夫人を除いて7人、又15人の上院議員中5人は會議のメンバーであるかその設立委員であつた。その他現代インドの有識婦人の多くがこの會議の会員として活躍し社会に大きな発言を行つてゐる。1946年7月には常任委員会はインド獨立憲法(1950年制定)にさきがけて10ヶ条の婦人憲章(The Indian Charter of Rights & Duties)を承認し、いち早く婦人解放の具体的条件を明かにした。その中で第一にとり上げられたのは婦人の公民権獲得であり、次いで重点をおかれたものは教育の振興で、インドの後進性は婦人の無智文盲によるところが大きいという認識に基いたものである。結婚についての、女子16才以下、男子21才以下の結婚を禁じるべきであるとするこの憲章の宣言は、後に「児童結婚禁止法」となつて實現されるに至つた。

1)「児童結婚禁止法」では男子18才以下

2)なお現在提出されている婦人に関する法案は寡婦の結婚を認めさせるもの、他家派の者との結婚を認めさせるもの、離婚を認めさせるもの、妻や娘の相続権を認めさせるものなどである。

全インド婦人会議は定期的に会報を出版してその活動状況及び決議事項などを報告している。

1954年7月22日 印刷
1954年7月23日 発行

編集兼

労働省婦人少年局

発行人

印刷人

労働省婦人少年局

印刷所

文京区駒込坂下町110番地

有限会社 工文社

駒込(82) 3,176

正 誤 表

表紙の裏面から折込 Employment

2頁4行目 統治責任者はレス 国王を

4頁14行目 等が国くまわれ

7頁下から8行目 減少に割合に分らぬ

13頁下から12行目 いる者は108人=

18頁 全国鋁業における女子雇傭者の表右肩にノを記入

20頁 1行目 成年男子より作

22頁 12行目 あるという 差 之 に は

★ 最後の行 集会を催し集ヲ